

一橋大学大学院法学研究科法務専攻と一橋大学法学部の法曹養成連携協定の変更協定

一橋大学（一橋大学大学院法学研究科法務専攻（以下「甲」という。）と一橋大学（一橋大学法学部、以下「乙」という。）は、令和2年2月28日付元文科高第1094号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 別紙3および参考資料様式1において、以下の科目名変更を行う。

法学部科目

（現行）商法商行為・手形小切手 → （変更後）商法Ⅰ

（現行）会社法 → （変更後）商法Ⅱ

大学院法学研究科法務専攻科目

（現行）商法・商行為・手形小切手 → （変更後）商法Ⅰ

（現行）会社法 → （変更後）商法Ⅱ

- 2 法学部科目「商法Ⅰ」および大学院法学研究科法務専攻科目「商法Ⅰ」の教育内容から、手形・小切手にかかる項目を削除する。

（効力の発生）

第2条 本協定は、第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月29日

甲 一橋大学大学院法学研究科

乙 一橋大学法学部

学長（代理人）研究科長 本庄 武

学長（代理人）学部長 本庄 武

一橋大学大学院法学研究科法務専攻と一橋大学法学部の法曹養成連携協定

一橋大学（一橋大学大学院法学研究科法務専攻、以下「甲」という。）と一橋大学（一橋大学法学部、以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(以下「法」という。)第6条の規定に基づいて、法曹養成連携協定(以下「本協定」という。)を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、法学部課程における教育及び法科大学院における教育との円滑な接続に関して、相互に連携してこれにあたることを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 一橋大学学則第41条に規定する一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）
- 二 連携法曹基礎課程 一橋大学学則第16条の2に規定する一橋大学部法学部法律学科に置かれる法学部法曹コース(以下、「本法曹コース」という。)

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を別紙第1のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を別紙第2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙第3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

- 2 乙は、本法曹コースの学生が、前項に定める卒業認定を受けようとする本法曹コースの学生が当該認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。
- 一 本法曹コースの学生の学修指導のために担当教員（1年次・2年次においては法学部長及び法曹コース担当教員、3年次以降においては所属するゼミナールの担当教員）を配置すること
- 二 乙は、前号に関して、学生の満足度を把握するため、少なくとも年に2回は前号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携委員会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が

十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本法曹コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本法曹コースにおいて開設される科目の一部の実施に当り、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携委員会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携委員会の運営に関する事項を定める。

（入学者選抜の方法）

第7条 甲は、本法曹コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

- 2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙第4のとおりとする。

（協定の有効期間）

第8条 協定の有効期間は、令和2年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に5年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

（協定に違反した場合の措置）

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当な期間を定めてその改善を申し入れることができる。

- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

（本協定が終了する場合の特則）

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲又は乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本法曹コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本法曹コースを修了するときに、終了するものとする。

（協定書に定めない事項）

第 11 条 甲及び乙は、協定に定めのない事項であって協定の目的の実施に当たり調整が必要なものと及び協定の解釈に疑義を生じた事項については、第 6 条第 2 項に規定する連携委員会において協議し、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年6月29日

甲

乙

一橋大学大学院法学研究科長

一橋大学法学部長

本庄 武

本庄 武

学長（代理人） _____

学長（代理人） _____

<別紙1>

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

[法曹コースのカリキュラムポリシー]

一橋大学法学部法曹コースは、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）と連携して、「ビジネス法務に精通し、国際的な視野を有する、人権感覚に富む法曹」を養成するべく、各法領域の基礎的理解を体系的に修得するとともに、社会的公共性に裏打ちされた人権感覚と国際性を涵養するため、以下のようなカリキュラムポリシーを有しています。

第一に、法曹コースでは、法曹を志す学生に共通して必要となる法律基本科目の基礎的な知識を体系的に習得できるようになっています。法曹コースでは、憲法・民法・刑法・商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法の七法の基礎を学ぶ科目がすべて必修科目とされ、法学部卒業までにこれらの法領域を集中的に学ぶカリキュラムとなっています。学生は、履修モデルを参考にしながらも、各自の学習進度に合わせて履修を進めることが可能です。

第二に、法曹コースでは、第一線で活躍する法曹による講義や少人数での学習指導、および一橋大学法科大学院開講科目の先行履修などを通じて、法曹という職業への理解を深めつつ、目標へのモチベーションを高めるためのカリキュラムを用意しています。法科大学院修了生による助言や指導は、正課外でも行われます。

第三に、法曹コースにおいても、ゼミナールを必修とし、少人数教育を通じた高度な専門的学修の機会を全ての学生に保障しています。他の学生や教員との双方向的な議論を通じて、専門領域にかかる学力を深めると同時に、問題を多角的かつ論理的に分析する能力、自身の意見を説得力をもって明瞭に表現する能力、他者との議論を深化させることのできるコミュニケーション能力を涵養します。また、ゼミナールにおいては、法学部における学修の集大成として、卒業論文の提出も必須となっています。

第四に、法曹を志す学生にも、法律基本科目にとどまらず、幅広い学問領域の素養を修得することで、豊かな国際性および社会的公共性の涵養を促しています。グローバル教育ポートフォリオを含む充実した外国語教育は、これからの法曹に必須となる語学力の基礎の修得をはかります。また、法律基本科目以外の多彩な法学部開講科目や他学部開講科目の中からも一定の科目履修を求めており、法曹としての活動の基礎を支える社会への幅広い関心と人権感覚とを高めています。

2. 乙の法曹コースの教育課程

法学部法曹コースに関する履修細則（別紙3）にしたがい、参考資料様式1のとおり、法学部法曹コースの教育課程を編成する。

また、法曹コースに所属する者の法科大学院開設科目の履修、法科大学院科目の既修得単位認定については、法学部法曹コースに関する履修細則第5条及び法学部法曹コースに関する履修細則についての申し合わせ2・3（いずれも<別紙3>）による。

<別紙2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準（最上位 Grade のガイドライン）

成績評価	評価の意味	評価の割合
A+	極めて優れている (Outstanding)	* A+は、A+・A評価取得者数の合計の3分の1以下。
A	とくに優れている (Excellent)	* A+・Aは、A+・A・B・C評価取得者数の合計の3分の1以下。
B	優れている (Good)	
C	合格水準に達している (Satisfactory)	
F	不合格 (Non-Completion)	

$$\text{GPA} = \{ (4.3 \times \text{A+取得単位数}) + (4.0 \times \text{A取得単位数}) + (3.0 \times \text{B取得単位数}) + (2.0 \times \text{C取得単位数}) + (0 \times \text{F取得単位数}) \} \div \text{総履修登録単位数}$$

*総履修登録単位数とは、GPA対象科目の総履修登録単位数である。

*コース（授業）完了者（「A+・A・B・C評価取得者」）が20名未満の授業科目、当該授業科目を提供する学部の教授会が最上位 Grade のガイドライン適用除外科目として認めた授業科目については、ガイドラインを適用しない。

*法曹コース必修科目のうち、GPA対象科目に該当しないのは、「ゼミナール」「副ゼミナール」である（いずれも、E（合格）・F（不合格）の評価による）。

＜別紙 3＞

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

1. 早期卒業を認定する要件

法学部法曹コースに関する履修細則第 2 条・第 3 条及び法学部法曹コースに関する履修細則についての申し合わせにしたがい、早期卒業を認定する。

2. 年間の履修条件（キャップ）

全学の基準にしたがい、1 年間の履修登録単位数の上限は 4 4 単位、春・夏・秋・冬の各学期の履修登録単位数の上限は 1 4 単位である（集中講義期間に開講される科目は含まない）。

○一橋大学法学部法曹コースに関する履修細則

令和2年4月1日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、一橋大学学部履修規則（平成16年規則第117号。以下「学部履修規則」という。）第3条第3項、第7条第2項及び第8条第4項の規定に基づき、法学部法曹コースに関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業の要件)

第2条 法曹コースに所属する者の卒業の要件は、学部履修規則第3条及び以下の各号に定める要件を満たすこととする。

- 一 学部教育科目については、主ゼミナール（他学部ゼミナール及び共通ゼミナールを除く。以下同じ。）8単位及び別表に定める科目54単位を含め、72単位を修得しなければならない。
- 二 別に定める基準により成績優秀であること。

(早期卒業及び後期課程における履修方法)

第3条 一橋大学学則（平成16年規則第2号）第32条の2の規定に基づき、法学部に3年以上在学し、前条に定める卒業の要件を満たした上（法学部に4年以上在学する要件を除く。）、別に定める基準による成績優秀な者については、卒業を認めることができる。

- 2 前項の規定により法学部を3年で卒業しようとする者は、3年次に主ゼミナール8単位を修得しなければならない。この場合、副ゼミナール（他学部ゼミナール及び共通ゼミナールを除く。）の単位を主ゼミナールの単位として算入することができる。

(法曹コースへの所属)

第4条 法曹コースへの所属は、以下の各号の要件を満たす者について、法学部長がこれを決定する。

- 一 法科大学院進学のある意思があること。
 - 二 法学部教授会（以下「教授会」という。）が別に定める基準により成績優秀であること。
- 2 法曹コースに所属する者が、後期課程進学時に法学コース若しくは国際関係コースへの所属を希望した場合又は4年次冬学期（9月卒業予定の学生については卒業年度の春学期）に法学コースへの所属を希望した場合は、法学部長はこれを許可する。

(法科大学院の科目履修)

第5条 法曹コースに所属する者は、法科大学院が定めるところにより、法科大学院の科目を履修することができる。

2 前項の規定に基づき修得した科目の単位は、第2条第1号の修得単位に算入することはできない。

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行し、平成31年4月以降の入学者に適用する。

2 平成31年4月に法学部に入学した者については、教授会が適当と認める場合には、法曹コース修了に必要な法学部導入科目の修得を、教授会が指定する科目の修得をもって代えることができる。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正前の一橋大学法学部法曹コースに関する履修細則別表（第2条関係）の中に示された科目のうち、下表左欄に掲げる授業科目履修については、改正後の本規則別表（第2条関係）の中に示された科目のうち、下表右欄に掲げる授業科目を履修したものとして取り扱う。

区分			旧履修規則上の科目		新履修規則上の科目	
			授業科目	単位数	授業科目	単位数
法学部	企業法経済法 部門	学部基礎科目	会社法	4	商法Ⅱ	4

別表（第2条関係）

区分			授業科目	単位数
法学部	学部導入科目		法と社会	2
			実定法と社会	2
	公法部門	学部前期指定基礎科目	憲法（総論・人権）	4
			憲法（統治機構）	2
			行政法（総論）	4
		学部基礎科目	行政法（救済法）	2
	民事法部門	学部前期指定基	民法（総則・物権）	4

		礎科目	民法（債権各論）	4
			民法（家族）	2
		学部基礎科目	民法（債権総論・担保物権）	4
			民事訴訟法	4
	企業法経済法部門	学部基礎科目	商法Ⅱ	4
	刑事法部門	学部前期指定基礎科目	刑法（総論）	4
			刑法（各論）	4
		学部基礎科目	刑事訴訟法	4
	部門外講義	特別講義	法律家と現代社会	2
			法律実務入門	2

変更後

法学部法曹コースに関する履修細則についての申し合わせ

令和元年 12 月 11 日

法学部教授会

法科大学院教授会

改正 令和 2 年 10 月 28 日

改正 令和 7 年 12 月 17 日

1. 法学部法曹コースに関する履修細則（以下、履修細則という。）における「成績優秀」については、以下の基準により判断する。なお、基準は、学部の成績分布、法曹コース卒業者の司法試験合格実績等を勘案し、必要に応じ見直すものとする。
 - 一 第 2 条第二号 履修した科目（GPA 対象科目、以下においても同様とする）全体の GPA が 3.0 以上、法曹コース必修科目（履修細則第 2 条第 1 号イ～ロに掲げる科目）の GPA が 2.8 以上であること。
 - 二 第 3 条第 1 項 履修した科目全体の GPA が 3.5 以上、法曹コース必修科目の GPA が 3.2 以上であり、法科大学院の入学試験に合格していること。
 - 三 第 4 条第 1 項第二号 履修した科目全体の GPA が原則として 3.4 以上であること。
2. 以下の法科大学院科目について、法曹コースに所属する者の履修を認めることができる。

「行政法基礎（旧行政法Ⅰ）」 2 単位 *令和 4 年度より科目名称変更予定

「会社法」 4 単位
3. 以下の法学部学部基礎科目について、法曹コースに所属する者からの申請に基づき、A+の成績をおさめていること（「行政法（総論）」にあつては A 以上の成績をおさめた上でさらに所定の既修者認定試験に合格すること）を条件に、該当する法科大学院科目の既修得単位認定を行うことができる。

法科大学院における既修得単位認定科目	法学部学部基礎科目
「行政法基礎（旧行政法Ⅰ）」 2 単位 *令和 4 年度より科目名称変更予定。	「行政法（総論）」 4 単位
「商法Ⅱ」 4 単位	「商法Ⅱ」 4 単位
「商法Ⅰ」 2 単位	「商法Ⅰ」 2 単位
「西洋法制史」 2 単位	「西洋近代法史」 2 単位
「日本法制史」 2 単位	「日本近代法史」 2 単位
「中国法（旧アジア法）」 2 単位	「中国法各論」 2 単位

*令和4年度より科目名称変更予定。	
「法哲学」 2単位	「法哲学」 2単位
「比較法文化論」 2単位	「比較法文化論」 2単位

附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に法学部学部基礎科目を修得した者の法科大学院における既修得単位認定は、改正後の法学部学部基礎科目の単位数の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この申し合わせは、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前に法学部学部基礎科目を修得した者の法科大学院における既修得単位認定は、改正後の法学部学部基礎科目の単位数の規定にかかわらず、なお従前の例による。

<別紙4>

乙の法曹コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1. 入学者選抜の方式

5 年一貫型教育選抜

2. 対象者・定員

乙の法曹コースを修了見込みの者

3. 定員

10 名（2022 年度）、20 名（2023 年度以降）

4. 出願要件

4. 出願要件

以下に掲げる事項のいずれにも該当する者であること。

- (1) 出願年度の 4 月 1 日時点において、乙の法曹コースに在籍中のものであること。また、乙の法学部卒業時において学部在学期間（休学期間を除く）が 4 年間を超えないことを原則とする。ただし、4 年を超えて在学する理由につき甲が正当と認める場合には、個別審査の上、5 年一貫型教育選抜の出願資格を得ることができる。

＊一橋大学海外派遣留学制度、グローバルリーダー育成海外留学制度またはこれらに類する制度による海外留学のために 4 年を超えて在学しなければ卒業に必要な単位を修得できない場合は、原則として「正当」と認められる。

- (2) 乙がグローバル教育ポートフォリオに位置づけるプログラム（以下の①②の両方）を修了していること。

① PACE I 及び PACE II を修得していること。

② 次に掲げるプログラムのうちから 1 つ以上に参加すること。ただし、英語プレイスメントテスト（TOEFL ITP テスト）460 点以上の場合、このプログラムの受講は免除される。

- a. 短期語学留学
- b. 語学集中研修
- c. 短期海外留学（サマースクール）

d. 長期海外留学

e. 海外インターンシップ

f. ゼミを中心とした海外調査・インターゼミ等

(3) 3 年次に在籍する学生で早期卒業制度により甲への進学を希望する者である場合にあっては、3 年次の夏学期までに、4 年次に在籍する学生で甲への進学を希望する者である場合にあっては、4 年次の夏学期までに、以下に掲げる事項のいずれにも該当すること。

① 乙の法曹コース修了の要件とされている学部教育科目 54 単位のすべてを修得していること。

② ①に規定する 54 単位についての GPA が 3.2 以上であること。

③ GPA 対象科目の総履修単位についての GPA が 3.5 以上であること。

(4) 卒業見込みであること。

5. 合否判定の方法

英語力・学業成績・自己推薦書・面接試験の結果を総合して合否を決定する。

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本法曹コースの教育課程を編成する。

〔法曹コースのカリキュラムポリシー〕

一橋大学法学部法曹コースは、一橋大学大学院法学研究科法務専攻（法科大学院）と連携して、「ビジネス法務に精通し、国際的な視野を有する、人権感覚に富む法曹」を養成するべく、各法領域の基礎的理解を体系的に修得するとともに、社会的公共性に裏打ちされた人権感覚と国際性を涵養するため、以下のようなカリキュラムポリシーを有しています。

第一に、法曹コースでは、法曹を志す学生に共通して必要となる法律基本科目の基礎的な知識を体系的に習得できるようになっています。法曹コースでは、憲法・民法・刑法・商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法の七法の基礎を学ぶ科目がすべて必修科目とされ、法学部卒業までにこれらの法領域を集中的に学ぶカリキュラムとなっています。学生は、履修モデルを参考にしながらも、各自の学習進度に合わせて履修を進めることが可能です。

第二に、法曹コースでは、第一線で活躍する法曹による講義や少人数での学習指導、および一橋大学法科大学院開講科目の先行履修などを通じて、法曹という職業への理解を深めつつ、目標へのモチベーションを高めるためのカリキュラムを用意しています。法科大学院修了生による助言や指導は、正課外でも行われます。

第三に、法曹コースにおいても、ゼミナールを必修とし、少人数教育を通じた高度な専門的学修の機会を全ての学生に保障しています。他の学生や教員との双方向的な議論を通じて、専門領域にかかる学力を深めると同時に、問題を多角的かつ論理的に分析する能力、自身の意見を説得力をもって明瞭に表現する能力、他者との議論を深化させることのできるコミュニケーション能力を涵養します。また、ゼミナールにおいては、法学部における学修の集大成として、卒業論文の提出も必須となっています。

第四に、法曹を志す学生にも、法律基本科目にとどまらず、幅広い学問領域の素養を修得することで、豊かな国際性および社会的公共性の涵養を促しています。グローバル教育ポートフォリオを含む充実した外国語教育は、これからの法曹に必須となる語学力の基礎の修得をはかります。また、法律基本科目以外の多彩な法学部開講科目や他学部開講科目の中からも一定の科目履修を求めており、法曹としての活動の基礎を支える社会への幅広い関心と人権感覚とを高めています。

2. 乙の法曹コースの教育課程

乙の法曹コースの教育課程は以下の表による。進学要件の充足を必須とするほかは、履修の順序を問わない。一部の全学共通教育科目、「法律実務入門」および「ゼミナール」を除き、すべての科目が1年次より履修可能である。

法曹コース	卒業（数字は単位数）		進学[*1]	科目要件
全学共通教育科目・他学部教育科目				
英語コミュニケーションスキル科目 （PACEⅠ／PACEⅡ）	8	6	8	
外国語科目（英語・第二外国語）	16[*2]		12	
数理・情報科目				
運動文化科目				
その他の全学共通教育科目				
他学部教育科目	6[*3]		2	
計	36		22	
法学部教育科目				
学部導入科目	4（右の科目による）	10[*5]	4	「実定法と社会」（2） 「法と社会」（2）
学部基礎科目	46（右の科目による）		16（法学部前期指定基礎科目による）[*4]	◎「憲法（総論・人権）」（4） ◎「憲法（統治機構）」（2） ◎「行政法（総論）」（4） 「行政法（救済法）」（2） ◎「民法（総則・物権）」（4） 「民法（債権総論・担保物権）」（4） ◎「民法（債権各論）」（4） ◎「民法（家族）」（2） 「民事訴訟法」（4） 「商法Ⅱ」（4） ◎「刑法（総論）」（4） ◎「刑法（各論）」（4） 「刑事訴訟法」（4） （◎＝法学部前期指定基礎科目）
学部発展科目				
部門外講義	4（右の科目による）			「法律家と現代社会」（2） 「法律実務入門」（2）
主ゼミナール	8			
計	72		20	

自由選択単位			
計	16	12	全学共通教育科目・他学部教育科目、および法学部教育科目のうちから選択
総修得単位数			
計	124	54	
卒業論文			
	主ゼミナールにおいて卒業論文を執筆・提出し、学士論文試験に合格すること。		
グローバル教育ポートフォリオ			
	短期語学留学・語学集中研修・短期海外留学（サマースクール）・長期海外留学・海外インターンシップ・ゼミを中心とした海外調査・インターゼミ等のプログラムのうちから、1つ以上に参加すること（ただし、TOEFL 得点一定水準以上の学生は有資格者とみなす）。		
GPA 要件			
	①②の両方を充足すること。 ①GPA 対象全科目累積 GPA3.0 以上 ②法学部教育科目のうち必修科目の累積 GPA2.8 以上	—	

〔*1〕 2 年次から 3 年次への進学要件を指す。

〔*2〕 英語 8 単位及び第二外国語（英語以外の初修外国語）8 単位を必修とする。

〔*3〕 自学部以外の 2 学部以上にわたって 6 単位を必修とする。なお、共通ゼミナールの算入を認める（1 学部としてカウントとする）。

〔*4〕 別表中の法学部前期指定基礎科目から 16 単位を修得することが必要となる（上記表中の◎の科目を含む。）。

〔*5〕 法学部教育科目の中から選択履修する。対象となる法学部教育科目は別表に掲げる。

□履修規則上各科目の履修の順序は定めず、学生の自主的な履修計画に委ねているが、効果的な学習のために履修モデルを学生に提示している。

【履修モデル】

学年	学期	必修科目			選択必修科目			選択科目		
		科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ	科目名	単位数	ページ
1年	前期	実定法と社会	2	123	[全学共通教育科目]	28 (2年次までに14単位)		[全学共通教育科目・他学部教育科目・法学部教育科目]	16 (2年次までに12単位)	
		法と社会	2	126	法学部教育科目	10				
		憲法（統治機構）	2	10						
		PACE I	4	—						
	後期	憲法（総論・人権）	4	4						
		民法（総則・物権）	4	17						
		刑法（各論）	4	51						
		PACE II	4	—						
2年	前期	法律家と現代社会	2	129						
		民法（債権各論）	4	23						
		民法（家族）	2	37						
		刑法（総論）	4	58						
		[全学共通教育科目]	2	—						
	後期	行政法（総論）	4	73						
		民法（債権総論）	4	30						
		法律実務入門	2	132						
	[全学共通教育科目]	2	—							
3年	前期	行政法（救済法）	2	135						
		商法Ⅱ	4	81						
		民事訴訟法	4	44						
		刑事訴訟法	4	65						
		主ゼミナール	2	138						
		副ゼミナール	2	138						
	後期	主ゼミナール	2	138						
		副ゼミナール	2	138						
合計			70		38			16		

別表

法学部教育科目一覧

部門	学部導入科目	学部基礎科目	学部発展科目
基礎法部門	法と社会 実定法と社会 現代国際社会と政治 導入ゼミナール	◎西洋近代法史 西洋法制史 日本法制史 ◎日本近代法史 英米公法 英米私法 中国法総論 中国法各論 ◎法哲学 ◎法思想史 ◎法社会学 比較法文化論 外国法原典講読	西洋法制史文献研究 日本法制史文献研究 ローマ法 中国法文献研究 情報法 ジェンダーと法
公法部門		◎憲法（総論・人権） ◎憲法（統治機構） ◎行政法（総論） 行政法（救済法） 租税法 行政学	国際租税法 地方自治法 教育法 環境法 生命科学と法A
国際法部門		◎国際法総論Ⅰ 国際法総論Ⅱ ◎国際組織法 ◎国際政治理論 ◎国際安全保障 ◎国際政治経済 ◎Japan and International Relations 対外政策論 Global Governance International Organizations ◎日本外交史 ◎ヨーロッパ国際関係史 アジア国際関係史 冷戦史 アメリカ政治外交史 中国外交史 Case Study on International Security Case Study on International Political Economy Case Study on International History International Relations in Asia-Pacific Game Theory in International Politics	国際紛争処理法 EU 法 EU 政策法 EU 環境法 国際関係研究の方法 国際安全保障研究 国際政治経済研究 国際関係史研究 メディアと国際政治 国際政治の計量分析Ⅰ 国際政治の計量分析Ⅱ サイバー空間と国際政治 危機管理理論特殊問題 金融と国際政治 Quantitative Analysis in International Politics A Quantitative Analysis in International Politics B
民事法部門		◎民法（総則・物権） 民法（債権総論・担保物権） ◎民法（債権各論） ◎民法（家族） 民事訴訟法 国際私法	知的財産法A 知的財産法B 民事手続法概論 国際取引法 生命科学と法B
企業法経済法 部門		◎商法Ⅰ 商法Ⅱ 経済法Ⅰ 経済法Ⅱ ◎労働法	企業法務 保険法 社会保障法 金融商品取引法 商取引法
刑事法部門		◎刑法（総論）	少年法

		◎刑法（各論） 刑事訴訟法 犯罪学 刑事政策	比較刑事法
グローバル・ネットワーク論 部門		◎グローバル・ネットワーク論 文化交流とネットワーク 地域交流ネットワーク論 法言語基礎論 法言語歴史論 法の日本語	交渉文化論A 交渉文化論B 交渉文化論C 法言語文化論A 法言語文化論B
部門外講義		法律実務入門 法律家と現代社会 損害保険の法と実務 信託法 Introduction to Japanese Law Comparative Law Law and Philosophy G L P Core Seminar I・II G L P 国際セミナー（韓国）A G L P 国際セミナー（韓国）B G L P 国際セミナー（英国）A G L P 国際セミナー（英国）B G L P 国際セミナー（香港・台湾）A G L P 国際セミナー（香港・台湾）B G L P 国際セミナー（中国）A G L P 国際セミナー（中国）B G L P 国際セミナー（ベルギー） G L P 国際セミナー（米国） G L P 国際セミナー（豪州） International Law E U Law Contemporary Issues in Anglo-American Law 私法とグローバリゼーション 法学特別講義 A～F 国際関係特別講義 A～F 企業法務の実務入門 特許法 Introduction to the U.S. Legal System テクノロジーとリーガル・イノベーション 企業法務インターンシップ	
演習		主ゼミナール 副ゼミナール	

◎＝法学部前期指定基礎科目